

3高福第2080-3号
令和3年11月18日

各市町村及び東三河広域連合 高齢者福祉担当課長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長
(公 印 省 略)

人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への救急隊の
対応について（通知）

日頃より本県の福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件について、この度、愛知県救急業務高度化推進協議会において、別添「人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への救急隊の基本的な活動ガイドライン」が策定された旨、愛知県防災安全局より通知がありました。

今後このガイドラインを基本として、各地域の「地区メディカルコントロール協議会」を中心に具体的な運用方法が議論され、取組みの推進が図られるとのことですので、内容について御承知おきいただくとともに、必要に応じ、所管する入所系高齢者施設等へ周知いただきますようお願いいたします。

担 当 施設グループ (052-954-6287)
介護保険指定・指導グループ (052-954-6289)



3 救 協 第 5 3 号
令和 3 年 1 1 月 4 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県救急業務高度化推進協議会
会 長 北 川 喜 己
(職 印 省 略)

人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への救急隊の対応について (通知)

令和 3 年度第 1 回愛知県救急業務高度化推進協議会において、別添のとおり「人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への救急隊の基本的な活動ガイドライン」を策定いたしましたので、関係機関にお知らせくださるようお願いいたします。

なお、各地区メディカルコントロール協議会長には、別に通知しています。

愛知県救急業務高度化推進協議会事務局

担 当 愛知県防災安全局防災部
消防保安課救急・救助グループ (一谷)

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 4 1 (ダイヤルイン)

担 当 愛知県保健医療局健康医務部医務課

救急・周産期・災害医療グループ (松永)

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 6 2 8 (ダイヤルイン)

人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への 救急隊の基本的な活動ガイドライン概要

1 概要

人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない傷病者が心肺停止となった際、慌てた家族等がどうしてよいかわからず119番通報し、到着した救急隊が本人の心肺蘇生を望まない意思を伝えられた場合の救急隊の対応が、愛知県救急業務高度化推進協議会においてガイドラインとして策定された。

このガイドラインでは、心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者に対する救急活動の中で、本人の意思確認、家族等通報者の同意など一定の条件を満たした場合に心肺蘇生を中止し、そうでない場合は、通常的心肺蘇生を継続して医療機関へ搬送することとされている。

【条件】

- ・ 家族等から、心肺蘇生等を希望しない傷病者の意思の提示がある
- ・ 交通事故、自傷、他害等の外因性的心肺停止ではない
- ・ 家族等が心肺蘇生中止に反対していない
- ・ 傷病者の心肺蘇生を望まない意思表示が記載された書面があり、書面が傷病者及びかかりつけ医により作成されている（診療録を含む）又は、現場で書面を確認できないがかかりつけ医がわかる
- ・ かかりつけ医に連絡がつく
- ・ かかりつけ医に、傷病者が人生の最終段階にあること、傷病者本人が心肺蘇生の実施を望んでいないこと等が確認できる
- ・ かかりつけ医から心肺蘇生の中止指示がある

2 ガイドラインとしての性質

事案における活動の事後検証や救急隊員の教育のため、救急隊の対応内容についてできる限り県内統一の取扱いができるよう、各地区メディカルコントロール協議会の意見を踏まえ、人生の最終段階にある傷病者本人、家族等及びかかりつけ医の納得性の高い対応を基本に標準的な活動ガイドラインとして策定された。

3 地区メディカルコントロール協議会単位での救急隊の対応内容の調整

今後、地域の関係者とともに、各地区メディカルコントロール協議会が中心となり、このガイドラインを基本に救急隊の具体的な対応方法についての議論を深め、調整が整った地域から運用を開始する。



3 消保第 1 4 8 2 号
令和 3 年 1 1 月 4 日

福 祉 局 長
保 健 医 療 局 長 殿

防 災 安 全 局 長

人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への
救急隊の対応について（通知）

近年、地域における地域包括ケアシステムやACP（アドバンス・ケア・プランニング）に関する議論がなされる中、119番通報で出動した救急隊員が、現場で傷病者の家族等から、本人が心肺蘇生を望んでいないとの意思を示される事例が発生し、その対応が課題となっております。

このような事例への対応について、日本臨床救急医学会の提言や総務省消防庁の報告書を踏まえ、この度、愛知県救急業務高度化推進協議会において、別添「人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への救急隊の基本的な活動ガイドライン」が策定されました。

このガイドラインでは、心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者に対する救急活動の中で、本人の意思確認、家族等通報者の同意など一定の条件を満たした場合に心肺蘇生を中止し、そうでない場合は、通常的心肺蘇生を継続して医療機関へ搬送することとされております。

今後、このガイドラインを基本として、各地域の関係機関に御協力いただき、消防機関が事務局を務める地区メディカルコントロール協議会を中心に具体的な運用方法について御議論を深め、取組みを推進いただきたいと思います。

つきましては、関係機関に対し、このガイドラインの周知及び地区メディカルコントロール協議会での検討への御協力について、御依頼いただきますようお願いいたします。

担当 防災部消防保安課救急・救助グループ（上杉・一谷）
電話 052-954-6141（ダイヤルイン）